

PTA 会員の皆様

令和 6 年 10 月 25 日
西東京市立田無第一中学校 PTA
PTA 会長 大谷 亜希子

PTA 会則の見直しについての議案書

日頃より、PTA 活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

以下の議題を、PTA 会則と照らし合わせてご確認ください。

・第 1 号議案 会則第 9 章 広報部

【問題点】

現在、新型コロナウイルス流行後から P T A 活動全体の縮小、簡略化に伴い P T A 広報誌の発行が数年間ない状態にも関わらず、P T A 会則に従って委員選出を行っている状態です。本部役員としても活動がないにも関わらず、選出しご協力頂いている現状を何とか出来ないかと考えています。

- ・活動実態がないにも関わらず委員選出せざるを得ないことによる会員、役員への負担。
- ・現状での広報誌発行に伴うプライバシー配慮の難しさ。
- ・昨今のペーパーレス化が進む中での広報誌発行の必要性の有無。
- ・ここ数年の広報誌の配布がない事に対する反対意見が上がっていない。
- ・パソコン未経験者の部員が選出された場合の広報紙発行に伴った作業（パソコンによるデータ作成等）の難しさ。

上記の理由により、広報部の廃止を求めます。

【メリット】

- ・広報部として使用していた通信費、活動費、広報誌発行による経費の削減
- ・広報誌発行に伴い行っていた写真や氏名の使用許諾の廃止(プライバシーへの配慮)
- ・年度毎に行っていた委員選出に伴う会員、役員双方の連絡等による負担の軽減

Q & A

Q：子供達の学校での様子を知るには？

A：田無一中 H P スクールライフ→フォトライブラリーに先生が載せてくださっています。

また定期的に開催されている保護者会にて写真や動画で各クラスでの生活や授業の様子を
発表してくださっています。

Q：今まで広報誌配布によって各会員へ周知していた内容の廃止後の周知方法は？

A：必要に応じて現在利用しているすぐるアプリ等での配信に切り替え

Q：紙面で残さなければならない内容についての取り扱いについては？

A：全会員への配布や報告が必要な場合は本部役員が教員側責任者に内容の確認後、
許可を得てPTA室にて作成、配布します。

【議案】

・広報部の廃止を求めます。

広報部廃止に伴い、会則、細則について以下のように変更、削除を求めます。

会則 第9章 広報部

第15条 この会の広報誌を編集発行し、会員に対する正確な情報の伝達、会員相互の意見
発表、交換につとめる。

広報紙の編集にあたっては会の諸機関と緊密に協力しながらも、独立して自主的
にこれを行う。

1. 広報部は各学級から選出された広報部員1名ないし2名と担当する教職員1名を
もって構成する。
2. 広報部員の互選によって、部長1名、副部長2名（うち1名は教職員）を選出し
正副部長は運営委員会に出席する。
3. 部長経験者は本人の申し出により、専門部正副部長・役員選出管理正副委員
長・行事協力委員正副委員長の選出を永年対象外とする。（細則第4条の表参
照）

以上、会則第9章 広報部 第15条1，2，3についての全文削除

・会則第9章 広報部 第15条1，2，3全文削除に伴い、細則第4条の表からの広報の記載
削除による表の変更

広報部・校外部部長	永年対象外
広報部・校外部副部長	1年対象外

↓ 以下へ変更

校外部部長	永年対象外
校外部副部長	1年対象外

※令和6年度までの広報部正副部長経験者の会則、細則による免除対象に関しては郊外部と
同様とする。

・会則に記載されているPTA組織図に記載のある広報部正副部長、広報部会の削除など
その他広報部廃止に伴い、PTA会則および細則の全箇条の繰り上げ記載、変更、その他全文
中からの広報部に関する記載の削除。

・第2号議案 会則第8章14条 学級・学年委員会

【問題点】

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、これまでの学級委員による学年活動が実施されていません。感染症の影響が収まった現在も、従来通りの活動を再開するには難しい状況が続いております。

上記の理由により、会則第8章 学級・学年委員会第14条の改定と、学年活動費廃止を提案致します。

【メリット】

- ・学級委員の負担が軽減し、PTA活動が効率化されます。
- ・各家庭の経済的負担の軽減に繋がります。

【デメリット】

・学年活動の再開が更に難しくなり、保護者や生徒が協力して行うイベントや交流が減少することが考えられます。

【議案】

・会則について以下のように改正を求めます。

会則 第8章 学級・学年委員会
第14条
学級・学年委員は、各学級集会・各学年集会その他の活動を通して、 会員相互の仲介を担う。
～省略～
4. 3年生学年委員は、卒業対策業務と兼ねる。
5. 各学年の委員長・副委員長は、運営委員会に出席する。

※改定部分は網掛け参照

・第3号議案 会則第8章第14条 3年生学年委員（卒対）の役員免除規定

【問題点】

現状、学年委員長・副委員長は、PTA役員選出の対象となっておりますが、3年生の学年委員長・副委員長においては、卒業対策委員としての活動があり、役員選出の対象外とし

てふさわしいと考えます。よって、その他の委員・部員同様に役員の免除を要望いたします。

【議案】

・会則第 8 章第 14 条に、以下の追加を求めます。

会則 第 8 章 学級・学年委員会
第 14 条
6. 3 年生学年委員委員長経験者は本人の申し出により、専門部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力委員正副委員長の選出を永年対象外とする。（細則第 4 条の表参照）

・細則第 4 条の表に以下の追加を求めます。

3 年学年委員長	永年対象外	永年対象外
3 年学年副委員長	1 年対象外	——

・第 4 号議案 会則第 7 章 運営委員会

【問題点】

会則には『運営委員会は原則として 2 カ月に 1 回は開くもの』とありますが、現状、学期ごとに 1 度の開催である為、改正を求めます。

【議案】

会則について以下の様に改正を求めます。

会則第 7 章・第 13 条
～省略～
・運営委員会は原則として各学期に 1 回は開くものとし、次の任務を有する。

※改定部分は網掛け参照

以上、4 点です。

なお、可決された議案は、令和 7 年 4 月 1 日より改正とします。